

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会
第1回競技式典専門委員会



【書面報告】

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ

第81回国民スポーツ大会

2027



日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会 第1回競技式典専門委員会 次第

- 1 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会について・・・P2
- 2 競技式典専門委員会委員について・・・・・・・・・・・・・・P7
- 3 大会概要等について
 - (1) 第81回国民スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・・・・・P8
 - (2) 第81回国民スポーツ大会西都市開催競技及び会場・・・・・・P10
- 4 参考資料
 - (1) 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則・・・・・・・・・・P11
 - (2) 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・P16
 - (3) 日本のひなた宮崎国スポ西都市競技運営基本計画・・・・・・・・・・P18
 - (4) 日本のひなた宮崎国スポ西都市リハーサル大会開催基本計画・・・・・・・・P19
 - (5) 日本のひなた宮崎国スポ西都市情報通信基本計画・・・・・・・・・・P22
 - (6) 日本のひなた宮崎国スポ西都市式典基本計画・・・・・・・・・・・・P23
 - (7) 日本のひなた宮崎国スポ西都市施設整備基本計画・・・・・・・・・・P24

5 今後のスケジュール

令和8年5月下旬

第3回日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会総会

令和8年6月以降

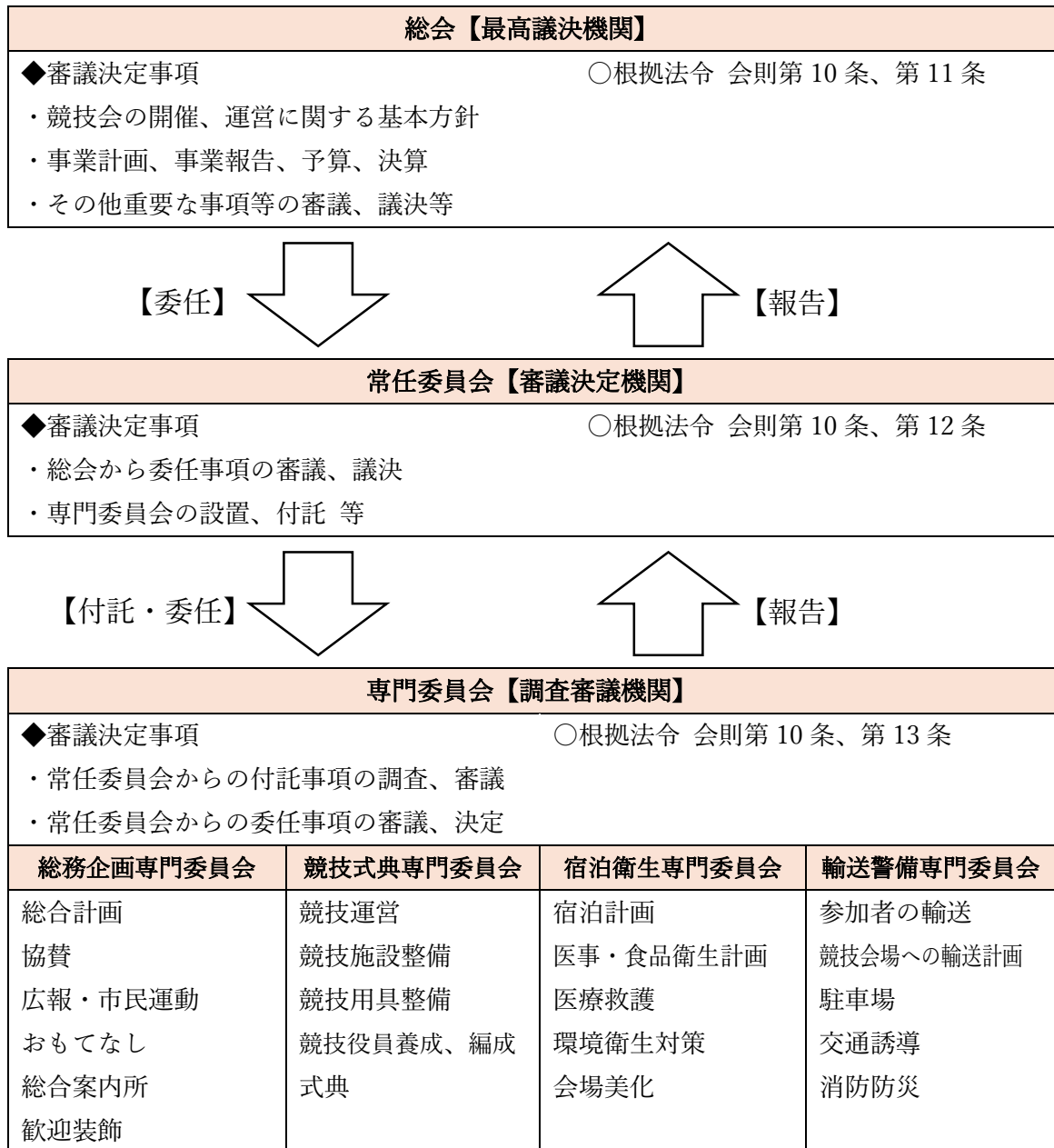
各専門委員会

※各専門委員会における要項等の審議・決定

1 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会について

※専門委員会の位置付けと各専門委員会の役割について

1. 専門委員会の位置づけ



2. 各専門委員会の役割

常任委員会から付託・委任された事項を調査、審議、決定し、その結果を常任委員会に報告することを主務としています。

- (1) 各種基本計画に基づき、様々な事業(取組)を展開していく。
- (2) 委員の皆さんのアイデアや専門的な立場から意見を出していただく。
- (3) 事務局とともに、アイデアや意見を形にしていく。

3. 各専門委員会の調査・審議事項

(1) 総務企画専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
総務企画に関すること	※総務企画専門委員会に関する諸計画の作成に関すること ※保険(傷害、賠償責任保険)に関すること ※行幸啓・お成り、招待客に関すること ※服飾、支給物品、記念品に関すること ※遺失物、拾得物に関すること
財務に関すること	※予算、財務、契約等の事務に関すること ※募金に関すること ※企業協賛に関すること
広報に関すること	※広報基本計画・アクションプランの作成に関すること ※広報印刷物、国民スポーツ大会・リハーサル大会の報告書の作成に関すること ※広報誌掲載、各報道媒体(web等)の活用による情報発信に関すること ※PR看板等の設置・管理に関すること ※PRグッズの作製・管理に関すること ※各広報イベントの企画・開催に関すること(炬火式、開催記念イベント等) ※大会旗、スローガン、イメージソング、ダンス等の普及に関すること
市民運動に関すること	※市民運動基本計画の作成に関すること ※花いっぱい運動に関すること ※環境美化活動に関すること ※ボランティアに関すること ※学校観戦(応援)に関すること
観光及びおもてなしに関すること	※歓迎・接伴基本計画の作成に関すること ※歓迎装飾に関すること ※総合案内所・売店・休憩所に関すること ※観光ガイドブック等の作成に関すること ※おもてなしサポーター活動に関すること

(2) 競技式典専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
競技運営等に関すること	※競技式典専門委員会に関する諸計画の作成に関すること ※競技会の準備・運営に関すること ※競技会運営経費に関すること ※競技役員等の編成に関すること ※競技用具整備に関すること ※練習会場に関すること
式典に関すること	※式典基本計画に関すること ※競技別開始式に関すること ※競技別表彰式に関すること
競技会場に関すること	※施設整備基本計画に関すること ※競技会場の施設整備に関すること ※競技会場の設営に関すること

(3) 宿泊衛生専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
宿泊に関すること	※宿泊基本計画の作成に関すること ※県、合同配宿本部、競技団体等との連絡調整に関すること ※配宿計画に関すること ※宿泊施設への協力依頼に関すること
医事及び衛生に関すること	※医療・衛生基本計画に関すること ※救護室の管理運営に関すること ※傷病者の救急救護に関すること ※医師又は看護師の補助に関すること ※医療機関及び救急機関との連絡調整に関すること ※防疫に関すること
環境衛生及び食品衛生に関すること	※飲用水衛生対策に関すること ※宿泊衛生対策に関すること ※会場におけるゴミ処理・し尿処理計画に関すること ※食品衛生対策に関すること ※弁当業務に関すること

(4) 輸送警備専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
輸送及び交通に関する こと	※輸送・交通基本計画の作成に関する こと ※道路占用許可に関する こと ※周辺道路等現況把握に関する こと ※計画輸送に関する こと ※交通規制及び誘導看板類設置に関する こと ※バス、タクシー乗降所に関する こと ※渋滞対策に関する こと
消防防災及び警備に 関すること	※消防防災・警備基本計画の作成に関する こと ※警察業務に関する こと ※消防防災に関する こと
駐車場の管理及び運 営に関する こと	※駐車場管理運営に関する こと ※駐車場許可証に関する こと

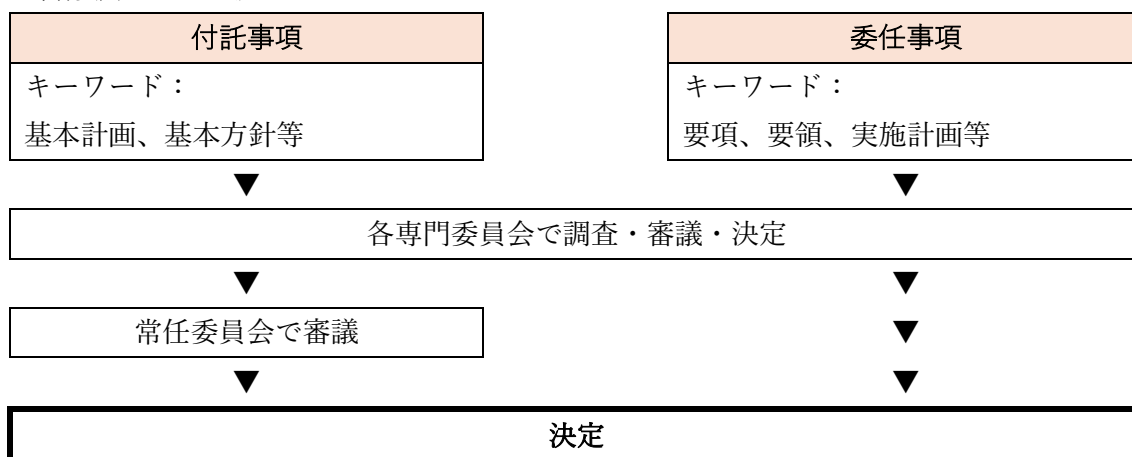
※専門委員会における審議事項の種別について

専門委員会規程には、常任委員会からの「付託事項」および「委任事項」について、それぞれ規定があります。

※専門委員会規程 別表(第2条関係)

	付託事項	委任事項
定義	常任委員会における審議事項を専門委員会で <u>先立って審査</u> するもの	常任委員会における審議事項を専門委員会で <u>代わりに審議</u> するもの
規定	組織及び運営に関する各専門的な事項	付託事項のうち事業の実施に関するもの
キーワード	基本計画、基本方針等	要項、要領、実施計画等
常任委員会での議決	要	不要

◎審議決定までの流れ



◎常任委員会での今後の取り扱い

【委任事項】 専門委員会で決定したものを報告事項として提出

【付託事項】 審議事項として提出、常任委員会にて決定

2 競技式典専門委員会委員について

委員長、副委員長、部会長、副部会長につきましては、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会規程第4条、第7条の規定に基づき、委員の中から会長が委嘱することとなっております。

今回、下記のとおり委嘱させていただきましたのでご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

No.	所属団体名	選出役職	委員氏名	委員会役職	部会	部会役職
1	西都市スポーツ協会	副会長	藤原幸一	委員長	サッカー	
2	一般社団法人宮崎県サッカー協会	副会長・女子委員会委員長	三ツ元政行		サッカー	
3	西都市サッカー協会	会長	横山真一		サッカー	部会長
4	宮崎県軟式野球連盟	副会長	兼松道男		軟式野球	部会長
5	西都市軟式野球連盟	理事長	鎌田良憲		軟式野球	
6	宮崎県立妻高等学校	生徒指導部 教諭	黒木秀里		サッカー・軟式野球	
7	西都市総合政策課	課長補佐	森田裕		サッカー	副部会長
8	西都市地区体育振興会協議会	会長	吉野英二		軟式野球	
9	西都市スポーツ推進委員協議会	会長	米良邦夫		軟式野球	
10	(社福)光陽会 清水台通所センター	施設長代理	上田和秀		軟式野球	
11	西都市税務課	課長補佐	奥野秀彦		サッカー	
12	西都市農林課	課長補佐	寺原裕司		軟式野球	
13	西都市会計室	課長補佐	大川内孝二	副委員長	サッカー	
14	西都市こども家庭課	係長	黒木快次		サッカー	
15	西都市上下水道課	課長補佐	長友隆明		軟式野球	副部会長
16	西都市社会教育課	係長	鬼塚卓憲		サッカー	
17	西都市農業委員会	局長補佐	長友武彦		サッカー	
18	西都市スポーツ振興課	係長	浜砂宏基		サッカー	
19						
20						

3 大会概要等について

(1) 第 81 回国民スポーツ大会の概要

1 概 要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

なお、2024年(令和6年)の佐賀県大会から「国民体育大会」より「国民スポーツ大会」へ改められました。

宮崎県では1979年(昭和54年)に開催された「日本のふるさと宮崎国体」から、48年を経た2027年(令和9年)に「日本のひなた宮崎国スポ」として開催されます。

2 主 催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

3 国民スポーツ大会の開催時期等

○開催時期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

○開催期間：11日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○大会名称 『国民スポーツ大会』、略称は『国スポ』(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

5 国民スポーツ大会実施競技

(1) 正式競技(37競技) ① 毎年実施競技(36競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング(ボート)	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

(2) 隔年実施競技(2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

(2) 第81回国民スポーツ大会西都市開催競技及び会場

□ 国民スポーツ大会

競技(種目)・内容		種 別	会 場
正式競技 ※1	サッカー ※16チーム	少年女子	清水台総合公園 多目的広場 (A面.B面.C面) 令和9年9月27日 ～9月30日
	軟式野球 ※32チーム	成年男子	西都原運動公園 野 球 場 令和9年10月2日 ～10月3日
デモスポ ※2	少年女子サッカー ※中・高校生チーム		清水台総合公園 多目的広場 令和9年5月9日

※1 サッカー競技：本市では少年女子が実施されます。

新富町で少年男子、綾町で成年男子が開催されます。

軟式野球競技：延岡市・日向市・門川町・川南町・高鍋町と6市町で共同開催です。

本市では1回戦・2回戦が実施されます。

※2 デモスポ・・・デモンストレーションスポーツの略

デモスポは、県内在住の方が気軽に国スポに参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方々が生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとなること・世代間や地域間の交流の輪を広げることを目的として実施される競技になります。

県民であれば、年齢や経験を問わずに、誰でも参加できる競技（ラジオ体操・ウォーキング・パークゴルフ等）がたくさんあります。

本市で開催されるデモスポは、令和9年5月9日(日)に開催されます。

□ 全国障害者スポーツ大会 西都市で競技は開催されません。

【令和 5 年 8 月 2 3 日 準備委員会設立総会審議】

【令和 6 年 1 0 月 4 日 準備委員会第 1 回総会審議】

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、第 8 1 回国民スポーツ大会において、西都市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 西都市を代表する者
- (2) 西都市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名
- (5) 顧問 1 名
- (6) 参与 30 名以内

第6条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。なお、選出された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じ常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年8月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第81回国民スポーツ大会西都市準備委員会の委員、役員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

【令和 7 年 1 2 月 2 5 日 書面決議】

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則（令和 6 年 10 月 4 日施行）第 1 3 条第 4 項の規程に基づき、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第 2 条 専門委員会の種類並びに日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月26日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光及びおもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営等に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 駐車場の管理及び運営に関すること 4 その他輸送警備に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市競技運営基本計画**1 目的**

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、円滑かつ効率的な運営を図る。

2 内容**（１） 競技会の運営**

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

（２） 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

（３） 競技会場、練習会場の整備等

県、競技団体等と十分協議のうえ、競技運営に支障のないよう、効率的かつ計画的に行う。

（４） 競技用具の整備

現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

（５） 競技記録の収集及び速報

県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

（６） リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、宮崎国スポに対する市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ西都市 リハーサル大会開催基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、宮崎県の「第 8 1 回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「日本のひなた宮崎国スポ西都市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として宮崎国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（１） 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（２） 競技運営

ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は競技団体との緊密な連携のもとに、業務分担を明確にすることで合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

（３） 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として宮崎国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り宮崎国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び

施設管理者と協議のうえ整備する。

(4) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、宮崎国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(5) 広報・市民運動

宮崎国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

(6) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「リハーサル大会参加者」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。

(7) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(8) 感染症の感染拡大防止

リハーサル大会参加者等が安心安全に参加できるように、国及び公益財団法人日本スポーツ協会並びに各中央競技団体が策定する感染拡大予防ガイドラインを参考に必要な感染拡大防止対策を、競技団体及び施設管理者と協議のうえ実施する。

(9) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

また、道路及び交通の状況から必要と認めるときは競技会場及び周辺道路に案内誘導標識を掲出する。

(10) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時

における緊急対応に万全を期する。

(11) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ西都市 情報通信基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」(以下「宮崎国スポ」という。)において、本市で実施する情報通信業務については、「日本のひなた宮崎国スポ西都市競技運営基本計画」に基づき、宮崎県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、宮崎国スポ運営に万全を期すものである。

2 内容

(1) 情報通信設備の整備

宮崎国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

(3) 大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市式典基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」において本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

2 内容

(1) 開始式

競技共催市町と連携して開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 炬火イベント

炬火イベントは、大会の開催機運を高めるため、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意と工夫を凝らして実施する。

(4) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市施設整備基本計画**1 目的**

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）における競技施設の整備については、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき既存施設の有効活用を図るとともに、宮崎国スポ開催後の市民利用に配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容**（１）競技施設の整備**

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

（２）練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

（３）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、整備する。